

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

綾川町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

香川県綾歌郡綾川町

3 地域再生計画の区域

香川県綾歌郡綾川町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の総人口は、昭和 21（1946）年の 29,173 人をピークに減少傾向にあり、昭和 45（1970）年には、22,551 人まで減少した。その後、平成 12（2000）年までの 30 年間は増加したが、平成 12（2000）年に 26,205 人となって以降は再び減少に転じ、令和元（2019）年には 24,072 人となった。国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成 30 年 3 月）によると、令和 22（2040）年の人口は 17,831 人で、平成 27（2015）年の人口の約 76%になると想定されている。また、同様の係数を利用して、令和 42（2060）年までの人口を推計すると、更に減少する結果となり、令和 42（2060）年には 13,415 人になり、平成 27（2015）年のおよそ半数の約 57%になると想定されている。

年齢 3 区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14 歳）は昭和 55（1980）年に 19.74%であったが、以後減少傾向にあり、平成 27（2015）年には 11.76%となった。将来推計では、令和 22（2040）年は 9.83%、令和 42（2060）年は 9.48%になると想定されている。生産年齢人口（15～64 歳）は昭和 55（1980）年に 65.65%であったが、減少傾向にあり、平成 27（2015）年には 55.12%となり、将来推計では、令和 22（2040）年は 49.12%、令和 42（2060）年は 48.08%になると想定されている。一方で、老年人口（65 歳以上）は昭和 55（1980）年に 14.62%であったが増加傾向にあり、平成 27（2015）年には 33.07%となり、将来推計では、令和 22（2040）年は 41.05%、令和 42（2060）年は 42.44%になると想定されて

いる。

また、自然増減についてみると、出生数は死亡数と比べて少ない自然減の状態が続いている上に自然減が年々大きくなる傾向にある。平成8（1996）年度には自然減4人だったが、平成16（2004）年度以降は差が大きくなり、平成30（2018）年には自然減200人となっている。出生数に関する本町の合計特殊出生率は、平成27（2015）年は1.58、平成30（2018）年は1.22となっており、昭和60年頃が約1.7程度であったことを考えると小さい値となっている。

さらに、社会増減についてみると、平成18（2006）年度（社会減139人）から平成24（2012）年度（社会減3人）にかけては、転出数が転入数を上回る社会減となっているが、近年は令和元年（2019）年に社会増29人となり、転入数がわずかに多くなり、社会増に転じている。平成30（2018）年における本町の移動状況をみると、転入数が642人、転出数が684人であり、42人の社会減となっている。

人口減少によって、地域経済の規模縮小、地域の活力が低下するとともに、生産年齢人口（15～64歳）の減少は税の減収や地域で支えあう生活の維持が困難になるため、今後、人口減少に歯止めをかけるとともに、若い世代の人口流出の抑制と定住者を増やす取組が重要である。

令和6年（2024）度の将来目標人口は約22,450人とし、そのために本町への転入の流れの強化や出産・子育て支援及び教育のより一層の充実によって、定住者や出生数を増やすことで人口を維持することを目指す。

なお、上記の取組にあたっては、次の4つの基本目標を本計画期間における基本目標として掲げる。

- ・基本目標1 働きやすい環境を整え、誰もが活躍できるまちへ
- ・基本目標2 移住先として選ばれるまちへ
- ・基本目標3 結婚・出産・子育てが楽しいまちへ
- ・基本目標4 未永く住み続けられる、持続可能なまちへ

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	総人口に対する従業者数の割合	44.1%	47.0%	基本目標1
イ	転入超過者数(累計)	191人	400人	基本目標2
イ	定住者数(単年度)	70人	90人	基本目標2
ウ	合計特殊出生率	1.22	1.55	基本目標3
ウ	0～4歳人口数	841人	873人	基本目標3
ウ	出生数(累計)	734人	742人	基本目標3
エ	若者の綾川町に帰ってきたいと思う割合	就職希望者 39.0% 進学希望者 45.4%	就職希望者 43% 進学希望者 50%	基本目標4

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例(内閣府)：【A2007】

① 事業の名称

綾川町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業

- ア 働きやすい環境を整え、誰もが活躍できるまちへ事業
- イ 移住先として選ばれるまちへ事業
- ウ 結婚・出産・子育てが楽しいまちへ事業
- エ 末永く住み続けられる、持続可能なまちへ事業

② 事業の内容

ア 働きやすい環境を整え、誰もが活躍できるまちへ事業

【施策1】農業の振興

担い手の確保と育成の強化、認定農業者の育成支援、耕作放棄地の解消による農地保全、新規就農者への経済的支援等

【施策2】地域産業の活性化

企業誘致、新規創業に対する支援、地域資源を活用した事業化

【施策3】誰もが働きやすい職場環境の整備

ワーク・ライフ・バランス推進、高齢者活躍の場の創出、人材の確保、外国人の受入体制の整備等

【施策4】移住者に対する就労支援の強化

I J U（移住）ターン支援、就労機会の拡大等

【具体的な事業】

- ・綾歌南部農業振興公社農地保全サポート事業
- ・空き店舗活用事業 等

イ 移住先として選ばれるまちへ事業

【施策1】綾川町の魅力発見と発信

特産品や観光の情報発信、イベントの定期実施、町外への魅力発信の強化等

【施策2】教育環境の充実

プロスポーツ選手との交流機会の創出、充実した学びの場の提供等

【施策3】移住の促進

移住希望者に向けての情報発信及びフォロー、関係人口の創出、居住支援の充実、周辺市町との連携（瀬戸高松中枢連携都市）等

【具体的な事業】

- ・空き家対策推進事業
- ・若者定住促進補助金 等

ウ 結婚・出産・子育てが楽しいまちへ事業

【施策1】出会いの場の創出

出会いの仲介に対する支援

【施策2】 希望を抱いて出産できる環境の構築

特定不妊治療に対する助成、一般不妊治療費助成、不育症治療費助成、妊婦の健康維持に対する支援、育児に関する親子の愛着形成に関する支援等

【施策3】 安心して子育てできる環境の構築

多様なニーズに対応した子育て支援、共同子育て推進、子育てに対する経済的支援、子育てに対する不安解消、ゆとりある子育てに向けた支援、子育て世代の交流や見守り体制の構築をねらいとした拠点整備に関する支援、子育て世代の働きやすさの確保に向けた支援等

【具体的な事業】

- ・ 婚活イベント開催
- ・ 綾川町子ども家庭総合支援拠点事業 等

エ 末永く住み続けられる、持続可能なまちへ事業

【施策1】 中山間の環境保全、防災環境の向上

災害に対する安全性の向上、ソフト対策の強化等

【施策2】 コンパクトで暮らしやすいまちづくりの推進

公共交通の利用促進、まちなか居住の推進等

【施策3】 持続可能なまちづくりの推進（SDGs）

伝統文化の伝承、歴史的な景観の創出、歴史的な資産の伝承と活用、山間部の環境、景観保全、シビックプライドの醸成、地域コミュニティの活性化、生涯活躍できる健康づくりの推進、IJU（移住）ターン支援等

【具体的な事業】

- ・ 町営バス等の利用促進事業
- ・ スポーツによる地域活性化事業 等

※ なお、詳細は第2期綾川町まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

100,000千円（2020年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度8月に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取り組みに生かしていく。検証後、速やかに本町のホームページで公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで